

# 経 済 産 業 省

202●●●●●保局第●号  
令和●年●●月●●日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

## 緊急ガス遮断装置の保守管理に関する運用について

ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）第49条に規定するガス遮断装置については、危急時に確実にその閉動作が行われることが必要であるため、以下の事項に沿って保守管理要領を定め、その要領に基づき保守管理が行われるように徹底を期すこと。また、建物の連絡担当者等に対して、当該装置の取扱い及び日常の管理等についての周知を行うことにより万全を期されたい。

### 1. 保守管理の方法等

#### （1）外観点検について

ガス遮断装置（電気設備を有するものにあつては、当該電気設備も含む。）及びその付近に異常がないかについて、年1回以上目視等により点検すること。

#### （2）機能点検について

瞬時に閉動作が行われ、かつ、確実に遮断されることを年1回以上確認すること。

#### （3）維持管理について

注油、劣化部品の交換、バッテリーの充電・交換等の遮断装置の機能を維持するための管理を、適切な間隔を持って定期的実施すること。

### 2. 認定高度保安実施事業者に係る特例

1. (1) の点検及び(2)の確認(以下「点検等」という。)に係る頻度を定める規定について、ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下「法」という。)第34条の2の認定(法第71条の2の認定及び第84条の2の認定も同様とする。)を受けた者(以下「認定高度保安実施事業者」という。)においては、当該規定による頻度で点検等を実施することを要しない。この場合、対象のガス遮断装置の運転時間及び状態を勘案して、認定高度保安実施事業者が定める適切な時期に行うこと。

#### 附 則

- 1 この通達は、令和●年●●月●●日から施行する。
- 2 「ガス消費先における保安の確保に係るガス事業法施行規則等の運用について」(60資公部第435号)中別紙6「緊急ガス遮断装置の保守管理について」は廃止する。